

証券コード 4449
2024年3月11日
(電子提供措置の開始日 2024年3月5日)

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号

株式会社ギフトィ

代表取締役社長 太 田 睦

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第14回定時株主総会招集ご通知」及び「第14回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://giftee.co.jp/ir/stock/info/shareholdermeeting>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービスウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、本株主総会当日の様子はライブ配信を通じてご覧いただくことができます。詳細は後述の「株主様向けライブ配信及び事前質問受付のご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午後1時（受付開始 午後0時30分）
2. 場 所 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス タワー棟3階 カンファレンス
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主様向けライブ配信及び事前質問受付のご案内

当社は、株主総会会場にお越しになれない株主様のために、株主総会の模様をご自宅等でご覧いただけるよう、ライブ配信を実施いたしますので、以下のとおりご案内いたします。

1. 配信日時

2024年3月27日（水曜日） 午後1時から

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/giftee20240327>

上記サイトにアクセスいただきますと、株主様の認証画面が表示されますので、必要事項をご入力の上、ご覧ください。
<必要事項> 株主番号、郵便番号、保有株式数



3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」にしたがってアクセス・ログインしていただき、動画配信画面下部の「質問」ボタンよりご送信ください。

【受付期間】 2024年3月11日(月曜日) ~ 2024年3月26日(火曜日)午後6時30分まで

以上

お問い合わせ先

ライブ配信に関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

注意事項

- 本ライブ配信は視聴専用であり、質疑応答には対応しておりません。
- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。予めご了承ください。
- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信用料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、スマートフォン等のオンライン上で送付・使用することができるeギフトの生成・流通・販売を行っております。個人・法人・自治体等の間におけるオンラインでのコミュニケーション機会は年々増加の傾向にあり、オンラインコミュニケーションのツールとしてのeギフトの需要が拡大しております。

このような環境の中、当社グループは「eギフトを軸として、人、企業、街の間に、さまざまな縁を育むサービスを提供する」というビジョンの下、①個人向けの『giftee』サービス、②法人向けの『giftee for Business』サービス、③eギフトの生成システムを提供する『eGift System』サービス、及び④主に自治体向けに地域通貨等の電子化のソリューションを提供する『地域通貨』サービスの4つのサービスを展開してまいりました。

『giftee』サービスでは、個人の需要の着実な獲得により、会員数は214万人（前期比18万人増）となりました。

『giftee for Business』サービスでは、eギフトをマーケティング等に利用する法人、加えて補助金や支援金の配付手段として活用する自治体による利用が増加したことにより、利用企業・自治体（DP）数は1,778社（前期比322社増）、実施案件数13,716件（前期比3,531件増）と前期に引き続き過去最高値を更新いたしました。

『eGift System』サービスでは、飲食・小売業界に加え、幅広いジャンルの法人での導入が進み、利用企業（CP）数は315社（前期比36社増）となりました。

『地域通貨』サービスでは、全国旅行支援の実施自治体へのサービス提供や旅先でふるさと納税ができる「旅先納税」による収益の貢献により売上高は前期比で大きく増加いたしました。

なお、第1四半期連結会計期間においてmeuron株式会社の株式の追加取得をしたこと、また、第4四半期連結会計期間においてベトナムにてGIFTEE TECH VIETNAM COMPANY LIMITEDが営業を開始したことに伴いそれぞれ連結の範囲に含めております。

この結果、当連結会計年度における売上高は7,226百万円（前年同期比53.0%増）、売上総利益は5,866百万円（前年同期比47.9%増）、営業利益は1,267百万円（前年同期比249.2%増）、経常利益は1,239百万円（前年同期比251.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は129百万円（前年同期比1,077.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の額は総額178百万円で、主なものは自社利用のソフトウェア開発であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度中の資金調達につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「eギフトを軸として、人、企業、街の間に、さまざまな縁を育むサービスを提供する」というビジョンのもと、「キモチの循環を促進することで、よりよい関係でつながった社会をつくる」ことをミッションに事業を推進しています。

今後も急速な成長を続けるeギフト市場の中で、eギフトプラットフォーマーとして市場を牽引する取り組みを推進してまいります。

そうした中、当社グループが対処すべき課題として、以下を重要視してまいります。

① 事業パートナーとの提携の強化について

当社グループは、eギフトの発行企業や流通企業を事業パートナーとして位置付けております。今後も、既存の事業パートナーとの提携強化及び新たな事業パートナーの拡大によって、双方にメリットのある取り組みを進め、eギフトを活用する個人及び事業者の様々なニーズに対応してまいります。

② 多彩な収益機会の確保及び拡大について

当社グループは、『giftee』サービスから始まり、『eGift System』サービス、『giftee for Business』サービス、『地域通貨』サービス等のサービスを展開し、多彩な収益機会の確保及び拡大に努めてまいりました。今後も、各既存サービスの強化に加え、効果的なマーケティングを行うための新たなシステムの開発や新たな利用用途の提案に取り組む等、新規収益機会の創出を図り、収益ポートフォリオの最適化を目指してまいります。

③ 継続的な事業（サービス）創出について

当社グループは、拡大する国内eギフト市場において、様々な顧客のニーズを捉え、継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業に取り組み続けることが重要であると考え、新規サービスを展開してきました。引き続き、新事業（サービス）を創出することで、顧客の様々なニーズへの対応力を向上させ、既存事業及び新規事業の成長を図ってまいります。

④ 当社グループの一気通貫のビジネスモデルの継続について

当社グループは、eギフトの「生成・流通・販売・決済・実績管理」まで、一气通貫で行える『eGift System』をSaaSサービスとして提供しており、様々な顧客のニーズに対応することが可能であると考えております。当社グループの強みである一气通貫のビジネスモデルを維持していくためにも、システムの安定性は不可欠であり、顧客及びトラフィック等を考慮したインフラ環境のさらなる整備により、今後も引き続きシステムの安定性の確保及び効率化に取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保・育成について

優秀な人材を数多く確保・育成することは当社グループの事業を展開するうえで重要であると認識しております。特にサービスの利便性及び機能の向上に資する優秀なエンジニア、収益基盤を強化するためのサービスの販売を担当する営業担当者を、適時かつ継続的に採用することが課題であると認識しております。

当社グループは、適時な人材の確保・育成のため、知名度の向上、教育・研修の拡充、採用活動の柔軟化に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化について

当社グループは、成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

⑦ 情報管理体制の強化について

当社グループは、システム開発やシステム運用、又はサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報システム管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

⑧ サステナビリティへの取り組みについて

当社グループは、サステナビリティの取り組みとして、ステークホルダーにとって重要であると同時に、当社グループにとって経営インパクトの大きい課題として、下記のマテリアリティ（重要課題）を特定しています。

サービス・ソリューションを通じた社会課題の解決		<ul style="list-style-type: none">・コミュニケーションの活性化・想い・絆・縁を育む・デジタル化による様々な負担の軽減
持続的成長を支える基盤	環境	<ul style="list-style-type: none">・気候変動への対応・資源の有効活用
	社会	<ul style="list-style-type: none">・ダイバーシティ&インクルージョン・人権の尊重と働きがいのある職場環境・データセキュリティ・お客様のプライバシー
	ガバナンス	<ul style="list-style-type: none">・コーポレートガバナンス・コンプライアンス・公正な事業慣行

当社グループは、これらマテリアリティへの取り組みを推進することで、社会課題の解決に貢献してまいります。

なお、当社のサステナビリティに関する主な取り組みについては、下記の当社ホームページにて開示しております。

<https://giftee.co.jp/ir/sustainability>

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第11期	2021年度 第12期	2022年度 第13期	2023年度 (当連結会計年度) 第14期
売 上 高 (百万円)	3,082	3,725	4,723	7,226
経 常 利 益 (百万円)	1,103	248	352	1,239
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	752	150	10	129
1 株 当 た り 利 益 (円)	28.47	5.49	0.38	4.43
総 資 産 (百万円)	6,204	18,945	19,769	22,164
純 資 産 (百万円)	4,354	7,787	8,094	8,305
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	161.12	265.13	267.60	271.20

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第11期	2021年度 第12期	2022年度 第13期	2023年度 第14期
売 上 高 (百万円)	3,076	3,216	3,779	5,855
経 常 利 益 (百万円)	1,148	505	590	1,782
当 期 純 利 益 (百万円)	797	391	45	627
1 株 当 た り 利 益 (円)	30.17	14.29	1.56	21.46
総 資 産 (百万円)	6,265	18,264	19,014	21,835
純 資 産 (百万円)	4,426	8,096	8,461	9,168
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	163.77	276.03	280.35	300.55

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ソウ・エクスペリエンス株式会社	68百万円	100 %	eギフトプラットフォーム事業
GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	9,568千 リンギット	100 %	eギフトプラットフォーム事業

(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業	主要サービス
eギフトプラットフォーム事業	・個人向けeGiftサービス「giftee」の提供
	・法人向けeGiftサービス「giftee for Business」の提供
	・eGift Systemの提供
	・地域通貨サービス等の提供

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

(当社)

名称	所在地
本社	東京都品川区
関西支局	京都市中京区

(子会社)

名称	所在地
ソウ・エクスペリエンス株式会社	東京都渋谷区
GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール

(9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
316名	59名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入金残高

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	1,059

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,399,302株
(自己株式200株を含む)
- (3) 株主数 7,876名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
太田 睦	4,515,800 株	15.36 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,885,100	13.21
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,183,400	10.82
梅田 裕真	1,750,000	5.95
鈴木 達哉	1,512,800	5.14
J P J P M S E L U X R E U B S A G L O N D O N B R A N C H E Q C O	1,406,900	4.78
柳瀬 文孝	1,310,800	4.45
株式会社ジェーシービー	950,000	3.23
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 3 0 3	590,100	2.00
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	588,127	2.00

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社代表取締役 太田 睦は、2021年12月に実行した当社資金調達に伴う株券等貸借に関する契約に基づき70万株を貸し付けており、貸株分を含む持株数は、5,215,800株であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役に対して、その職務執行の対価として譲渡制限株式を付与しております。その方針については、事業報告「3. (4) ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	15,200株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	性別	地位及び担当	重要な兼職の状況
太田 睦	男性	代表取締役社長CEO	GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD. Representative Director Giftee Mekong Company Ltd. Chairman PT giftee International Indonesia. President Director ソウ・エクスパリエンス株式会社 取締役
鈴木 達哉	男性	代表取締役COO兼 事業本部長	ソウ・エクスパリエンス株式会社 取締役 株式会社paintory 取締役 meuron株式会社 取締役
柳瀬 文孝	男性	取締役CTO兼 技術本部長	GIFTEE TECH VIETNAM COMPANY LIMITED CEO
藤田 良和	男性	取締役CFO兼 コーポレート本部長	株式会社paintory 取締役
妹尾 堅一郎	男性	取締役	特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長 東京大学 大学院工学研究科 (TMI) 非常勤講師 エリアワークス株式会社 取締役 長野県農業大学校 客員教授
中島 真	男性	取締役	株式会社CAMPFIRE 取締役 big株式会社 代表取締役 three treasures株式会社 取締役 株式会社Inspire High 社外取締役
伊能 美和子	女性	取締役	株式会社タカラトミー 社外取締役 株式会社学研ホールディングス 社外取締役 株式会社Yokogushist 代表取締役 ビーウィズ株式会社 社外取締役

氏名	性別	地位及び担当	重要な兼職の状況
工木大造	男性	監査役	
秋元芳央	男性	監査役	Oneプライベート投資法人 監督役員 フォースタートアップス株式会社 社外監査役 英和法律事務所 パートナー 株式会社ミラティブ 社外監査役 オンサイト株式会社 社外監査役 メディフォン株式会社 社外監査役
植野和宏	男性	監査役	植野和宏公認会計士事務所 所長 株式会社RSTANDARD シニアマネージャー 植野和宏税理士事務所 所長 ESネクスト有限責任監査法人 パートナー 株式会社Leagress 代表取締役 ファーストコーポレーション株式会社 監査等委員 取締役 KIYOラーニング株式会社 社外取締役

- (注) 1. 妹尾堅一郎氏、中島真氏、伊能美和子氏は社外取締役であります。
2. 監査役工木大造氏、秋元芳央氏、植野和宏氏は、社外監査役であります。
3. 監査役植野和宏氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役妹尾堅一郎氏、中島真氏、伊能美和子氏、監査役工木大造氏、秋元芳央氏及び植野和宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。

なお、当該保険契約には、被保険者の職務執行の適正性が損なわれることがないようにするため、法令違反を認識しながら行った行為等一定の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）について、2021年2月22日開催の取締役会において審議・決定しております。

当社の取締役の報酬は、当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象に、報酬制度や報酬水準について、当社の現行制度や報酬水準と比較検討したうえ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成されており、株式報酬（譲渡制限付株式報酬）は、取締役（社外取締役を除く。）に対し、株主との価値共有及び取締役の株価への意識付けによる中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして、毎年一定の時期に、株主総会において承認を得た株式報酬上限額の範囲内において付与しております。

なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2023年3月28日開催の第13回定時株主総会において年額1億5千万円以内（内、社外取締役は年額2千4百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

また、金銭報酬とは別枠で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入することを同株主総会で決議されており、譲渡制限付株式報酬については、年額2億円以内及び当社普通株式の総数は年50,000株以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、報酬に関する取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。個人別の報酬額等の具体的内容については、報酬構成・水準・総額上限等について報酬委員会において審議し、その答申を踏まえて、取締役会の決議によって決定することとしております。

報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

委員長： 妹尾 堅一郎（社外取締役）

委員： 中島 真（社外取締役）、伊能 美和子（社外取締役）

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役報酬について

監査役につきましては、独立性確保の観点から、固定報酬のみとしており、報酬等の額については、株主総会で決議した限度額の範囲内で、それぞれの職務と貢献度に応じて、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ、監査役の協議で決定しております。

監査役の金銭報酬の額は、2023年3月28日開催の第13回定時株主総会において年額1千5百万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	100 (16)	89 (16)	— (—)	10 (—)	7 (3)
社外監査役	7	7	—	—	3

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
当社と社外役員の兼職先との間には重要な取引はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
当社社外役員と主要取引先等特定関係事業者の間に重要な関係性はありませ
ん。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 妹尾堅一郎

当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、技術とビジネスというそれぞれの分野を結びつける実践的な研究における卓越した知識に基づく幅広い観点から意見を述べる等、妥当かつ適正な取締役会の意思決定に寄与しています。

また、指名・報酬委員会の委員長として、独立した客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

社外取締役 中島真

当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、IT業界における幅広い見識、上場企業での経営経験に基づき、経営方針や組織運営、事業計画、業績、M&Aに関する意見を述べる等、妥当かつ適正な取締役会の意思決定に寄与しています。

また、指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

社外取締役 伊能美和子

当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、音楽・映像・教育をはじめとした幅広い分野の経験から培った深い見識、上場企業での経営経験に基づき、営業活動、経営方針、組織運営、M&Aに関する意見を述べる等、妥当かつ適正な取締役会の意思決定に寄与しております。

また、指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

社外監査役 工木大造

当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、IT業界における幅広い見識、上場企業での経営経験及び管理部門担当役員としての経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会15回の全てに出席し、常勤監査役として、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

社外監査役 秋元芳央

当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会15回の全てに出席し、企業法務の専門家としての立場から、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

社外監査役 植野和宏

当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会15回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。

- ④ 社外役員が当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,493	流動負債	5,662
現金及び預金	5,099	支払手形及び買掛金	1,802
受取手形、売掛金及び契約資産	8,088	1年内返済予定の長期借入金	157
棚卸資産	118	未払金	447
前渡金	1,830	未払費用	175
前払費用	347	未払法人税等	452
その他	30	契約負債	129
貸倒引当金	△21	預り金	2,394
固定資産	6,670	その他	102
有形固定資産	204	固定負債	8,196
建物	167	転換社債型新株予約権付社債	7,010
工具、器具及び備品	37	長期借入金	991
無形固定資産	2,482	資産除去債務	71
ソフトウェア	439	繰延税金負債	107
ソフトウェア仮勘定	113	その他	14
商標権	320	負債合計	13,858
のれん	1,608	(純資産の部)	
その他	0	株主資本	7,919
投資その他の資産	3,983	資本金	3,207
投資有価証券	3,620	資本剰余金	3,194
敷金及び保証金	211	利益剰余金	1,519
繰延税金資産	149	自己株式	△0
その他	2	その他の包括利益累計額	53
		その他有価証券評価差額金	78
		為替換算調整勘定	△25
		新株予約権	332
		純資産合計	8,305
資産合計	22,164	負債・純資産合計	22,164

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		7,226
売上原価		1,360
売上総利益		5,866
販売費及び一般管理費		4,599
営業利益		1,267
営業外収益		
受取利息	4	
社債利息	3	
助成金収入	0	
ポイント還元収入	5	
その他の	4	18
営業外費用		
支払利息	6	
為替差損	3	
投資事業組合運用損	35	
その他の	1	46
経常利益		1,239
特別利益		
新株予約権戻入益	23	23
特別損失		
投資有価証券評価損	727	727
税金等調整前当期純利益		534
法人税、住民税及び事業税	497	
法人税等調整額	△87	409
当期純利益		124
非支配株主に帰属する当期純損失		4
親会社株主に帰属する当期純利益		129

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,525	流動負債	4,684
現金及び預金	4,031	買掛金	1,667
売掛金及び契約資産	7,832	1年内返済予定の長期借入金	147
棚卸資産	12	未払金	388
前渡金	1,830	未払費用	159
前払費用	302	未払法人税等	451
関係会社短期貸付金	548	契約負債	119
その他	12	預り金	1,663
貸倒引当金	△44	その他	86
固定資産	7,310	固定負債	7,982
有形固定資産	179	転換社債型新株予約権付社債	7,010
建物	154	長期借入金	911
工具、器具及び備品	25	資産除去債務	60
無形固定資産	546	負債合計	12,666
ソフトウェア	419	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	113	株主資本	8,757
その他	13	資本金	3,207
投資その他の資産	6,584	資本剰余金	3,194
投資有価証券	3,001	資本準備金	3,194
関係会社株式	2,786	利益剰余金	2,356
関係会社社債	461	その他利益剰余金	2,356
敷金及び保証金	185	特定株式積立金	452
繰延税金資産	149	繰越利益剰余金	1,904
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	78
		その他有価証券評価差額金	78
		新株予約権	332
		純資産合計	9,168
資産合計	21,835	負債・純資産合計	21,835

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,855
売 上 原 価		821
売 上 総 利 益		5,034
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,208
営 業 利 益		1,825
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
社 債 利 息	3	
為 替 差 益	2	
ポ イ ン ト 還 元 収 入	5	
そ の 他	1	21
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	35	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	23	
そ の 他	0	64
経 常 利 益		1,782
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	23	23
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	718	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	42	760
税 引 前 当 期 純 利 益		1,045
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	491	
法 人 税 等 調 整 額	△73	418
当 期 純 利 益		627

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社ギフティ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武藤 太一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ギフティの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギフティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社ギフト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 武藤 太 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ギフトの2023年1月1日から2023年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、経営会議、その他重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

株式会社ギフトィ 監査役会

常勤監査役(社外監査役)

工 木 大 造

㊟

監査役 (社外監査役)

秋 元 芳 央

㊟

監査役 (社外監査役)

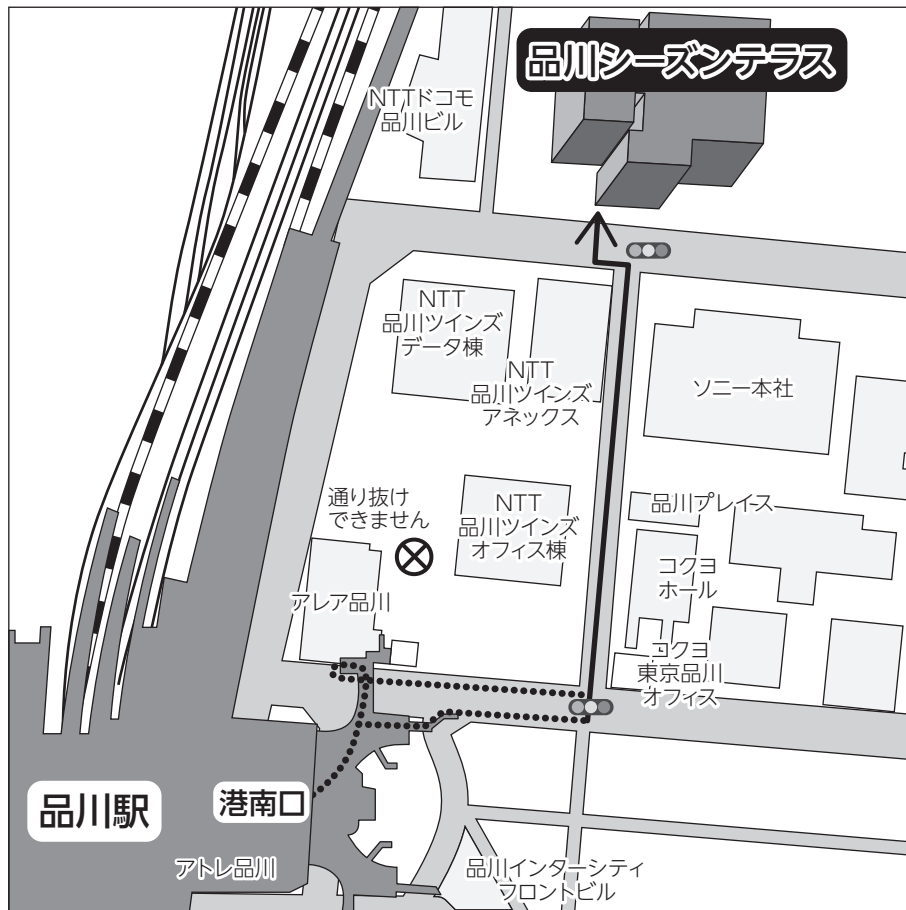
植 野 和 宏

㊟

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区港南一丁目2番70号
会場 品川シーズンテラスタワー棟3階 カンファレンス
TEL 03 (6433) 1905



会場最寄駅 JR品川駅港南口（東口）より徒歩9分
京浜急行電鉄品川駅高輪口より徒歩12分

